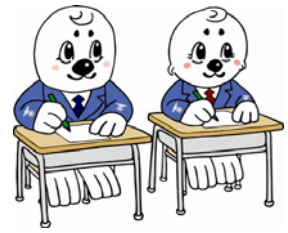


問合わせ先
海上保安庁第四管区海上保安本部
総務部人事課長 今泉 茂夫（内線 2130）
Tel 052-661-1611

平成25年10月24日



海をまもるのはあなたです
～平成25年度（第2回）海上保安庁船艇職員、
無線従事者及び航空機職員の募集について～

海上保安庁では、巡視船艇、航空基地等で勤務する職員（海上保安官）を採用するため、資格を有している者を以下の要領で募集します。

採用されると、海上保安学校門司分校（北九州市門司区）で約6ヵ月間、海上保安官として必要な研修を受けた後、各部署において勤務することとなります。

1 受付期間

平成25年10月21日（月）～平成25年11月8日（金）

2 採用予定数

航 海	約 15 名
機 関	約 10 名
通信・技術	約 15 名
飛 行	約 10 名
整 備	約 10 名

3 試験日

第1次試験 平成25年11月24日（日）（教養試験）

第2次試験 平成25年12月16日（月）（人物試験・身体検査等）

実技試験 平成26年1月8日（水）から1月10日（金）

（飛行のみ）

※第1次試験の際、人物試験の参考とするため、性格検査を行う。

4 合格発表

第1次試験 平成25年12月6日（金）

最終合格 平成26年1月24日（金）

5 採用予定日

平成26年7月1日（火）

6 受 験 資 格

別紙記載のとおり

7 その他

この募集に関する詳細は、海上保安庁のホームページ (<http://www.kaiho.mlit.go.jp/>) をご覧いただくか、第四管区海上保安本部総務部人事課 (TEL 052-661-1611) までお問い合わせ下さい。

【受験資格】

① 「航海」及び「機関」

昭和30年4月2日以降に生まれた者で、受験時において有効な次の免許を有する者。

航海……五級海技士（航海）以上

機関……五級海技士（機関）以上（内燃機関の限定を含む）

※「船舶職員及び小型船舶操縦者法」(昭和26年法律第149号)第13条の2の規定に該当する者又は海技免許の筆記試験に合格し、口述試験受験可能な乗船履歴を有する者で、採用日までに免許取得見込みの者を含む。

② 「通信・技術」

昭和30年4月2日以降に生まれた者で、高等学校又はこれに相当する学歴を有し（平成26年6月までに卒業等を見込む者を含む）、次のいずれかに該当する者。

イ 第一級又は第二級総合無線通信士の免許を有する者

ロ 第一級又は第二級海上無線通信士の免許を有し、かつ、第一級又は第二級陸上無線技術士の免許を有する者。 ※

※「無線従事者規則」(郵政省令第18号[H2.3.31])第6条から第8条の規定に該当する者で、採用日までに免許を取得見込みの者を含む。

③ 「飛行」及び「整備」

昭和30年4月2日以降に生まれた者で、高等学校又はこれに相当する学歴を有し（平成26年6月までに卒業等を見込む者を含む）、受験時において有効な次の免許を有する者。

飛行…… 国土交通大臣が交付した飛行機又は回転翼航空機の事業用操縦士の資格以上の技能証明を有し、かつ、有効な第一種航空身体検査証明書を有する者。

整備…… 国土交通大臣が交付した飛行機又は回転翼航空機の二等航空備士（旧三等航空整備士を含む）の資格以上の技能証明を有する者。